

随意契約締結に係る事務取扱要領

平成	2年	7月	1日	制定
平成	17年	4月	1日	改正
平成	17年	10月	1日	改正
平成	19年	12月	20日	改正
平成	20年	3月	31日	改正
平成	21年	4月	1日	改正
平成	22年	4月	1日	改正
平成	23年	4月	1日	改正
平成	26年	8月	1日	改正
平成	27年	4月	1日	改正
平成	28年	10月	1日	改正
平成	29年	5月	17日	改正
平成	29年	6月	20日	改正
平成	30年	4月	1日	改正
令和	3年	4月	1日	改正
令和	5年	1月	1日	改正
令和	5年	4月	1日	改正
令和	7年	4月	1日	改正
令和	7年	6月	1日	改正

(趣旨)

第1条 東広島市が実施する東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号。以下「選定規程」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）及び同条第3項に規定する測量等（以下「業務」という。）の随意契約締結に係る事務取扱について公正、迅速な執行を図るため必要な事項を定める。

(随意契約の相手方の選定)

- 第2条 工事及び業務（以下「建設工事等」という。）の随意契約によろうとするときは、3者以上の者から見積書を徴さなければならない（以下「競争見積」という。）。ただし、法令等により必要と認める場合は1者から徴することとする（以下「特命随契」という。）。
2 前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により、複数の建設工事等を発注する必要がある場合には、ホームページに掲載したお知らせ及び仕様書により、相手方を特定せず見積書を徴することができるものとする。
3 競争見積に係る見積書徴取業者の選定は、地域性、継続性を考慮するほか、次に掲げる事項及び選定基準の留意事項（別表第1）を総合的に考慮して行わなければならない。ただし、業務にあつては第3号を除くものとする。
(1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
(2) 経営状況
(3) 工事成績

- (4) 地理的条件
- (5) 手持建設工事等の状況
- (6) 建設工事等についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の建設工事等についての経験
- (9) 技術者の状況

4 前項の地域とは、主として市制施行前及び平成17年2月7日の合併前の旧町をいう。また、建設工事等の施行場所が旧2町にまたがる場合及び緊急性を要する災害等の施行場所が旧町境に位置する場合は、施行場所に近い所に、工事にあつては建設業法第3条第1項の本店等を、業務にあつては登記簿上の本店を有している者がいる地域をいう。

(見積期間)

第3条 工事に係る仕様書による見積額の算定に要する期間（以下「見積期間」という。）は、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第6条の規定によるほか、特段の事情が無い限り、建設工事等1件の予定価格が500万円未満の場合は、2日以上とする。

- 2 業務に係る見積期間は前項の規定を準用する。
- 3 見積期間には仕様書を提示した日及び見積書の提出締切日を含まない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、設計書積算にあたり歩掛り又は積算単価の基準が明確にされていないものであつて建設工事等1件の予定価格が500万円未満の案件の見積期間については、建設業法施行令第6条第1項第2号を基本とし、適正な見積期間を確保するように努めること。

(見積書の徴取等)

第4条 見積書は提出期限までに契約課に直接持参するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、見積徴取を、東広島市電子入札実施要領(平成17年10月1日制定。以下「電子要領」という。)第2条第2項第2号に規定する電子入札による場合であつて同条第1項第3号に規定する電子参加をする者は、見積書提出期限までに電子要領第1条に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を利用することとする。
- 3 遠隔地等により、徴取する見積書を直接提出することが困難な場合は、代理の者による持参による提出、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法

律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出を認めるものとする。ただし、郵送等による提出の場合は、見積書提出期限までに到達するようにしなければならないものとし、見積書提出期限までに到達しないものは、見積書提出期限後に提出があったものとみなす。

4 前項の規定により、郵送等により提出する場合は、次の各号によらなければならない。ただし、見積金額の積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)は、提出を必要とする建設工事等に限る。

(1) 見積書と積算内訳書をそれぞれの封筒に封入し、競争入札参加資格審査申請に係る使用印鑑届に押印した印鑑を用いて封かんした上で、一の郵送等用の封筒により送付するものとする。

(2) 前号の郵送等用の封筒は、あて名を「東広島市総務部契約課」とし、裏側に見積の依頼を受けた者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。

(3) 一般書留若しくは簡易書留又は信書便による引受け及び到達について記録される方法により送付するものとする。

(見積書提出の辞退)

第5条 見積の依頼を受けた者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積書の提出を辞退することができる。ただし、郵送等による差出後の見積書及び積算内訳書の書換え、引替え、追加、撤回又は辞退は、できないものとする。

2 前項に規定する辞退をするときは、次の各号に掲げるいずれかの方法によりその旨を申し出るものとする。

(1) 見積辞退届を契約課に直接持参又は郵送等により提出(見積書提出期限までに到達するものに限る。)する。

(2) 辞退する旨を明記した見積書を契約課に直接提出する。

3 前2項の規定にかかわらず、電子参加をする者は、見積書提出期限までに電子情報処理組織を利用して辞退することができる。

4 見積書提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 見積書提出期限までに見積書を提出しなかった者(第2項及び第3項に規定する方法により見積を辞退した者を除く。)は、当該見積書の提出を辞退したものとみなす。

(見積書の徴取の取りやめ等)

第6条 見積書の提出依頼を受けた者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積書徴取を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積書の提出依頼を受けた者に見積書を提出させず、又は見積書徴取の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 前項及び東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号。以下「契約規則」という。）第13条の規定によるほか、やむを得ない理由がある場合は、見積書提出期限を変更することができる。

(同価格の見積書提出者が2人以上ある場合)

第7条 最低価格の見積をした者が2人以上あるとき等、契約の相手方に最もふさわしいものが複数いる場合は、見積依頼時に電子要領第14条第5項に規定する電子くじ(以下「電子くじ」という。)を行うものとしている見積りにあつては、電子くじ（書面参加者の場合、電子くじ番号は自動生成するものとする。）によるくじ引きを行い、その他の場合にあつては当該見積の依頼を受けた者に遅滞なくくじを引かせて契約の相手方に最もふさわしいものを定める。この場合において、当該見積の依頼を受けた者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積書徴取事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(予定価格の事前通知)

第8条 工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条第1号又は施行令第167条の2第1項第5号においては、原則競争見積を行うこととする。競争見積を行う場合においては、見積書徴取業者に予定価格を事前通知（以下「予定価格の事前通知」という。）することとする。

2 業務において、施行令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条第6号又は施行令第167条の2第1項第5号においては、原則競争見積を行うこととする。競争見積を行う場合においては、見積書徴取業者に予定価格の事前通知をすることとする。

3 前2項に定める事前通知する場合は、見積の依頼を受けた者は、積算内訳書を見積書提出時に提出しなければならない。ただし、電子参加する者は、内訳書を電子入札利用規程等に定める方法により、提出するものとする。

4 提出された内訳書は、返却しないものとする。

(開札)

第9条 見積書の開札及び特命随契における予定価格調書の開札は、見積の依頼を受けた全ての者(第5条の規定により辞退した者を除く。)から見積書の提出が行われた時点又は見積書提出期限後に行うものとする。

(無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積書を提出する資格を有しない者のした見積
- (2) 記名・押印を欠く見積(予定価格の事前通知を行った場合、割印を欠く当該案件の積算内訳書が提出された見積を含む。)
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 見積書の提出が重複した見積
- (7) 予定価格の事前通知を行った場合、当該予定価格を超える価格の見積
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たない見積
- (9) 予定価格の事前通知を行った場合、見積書と積算内訳書の商号又は名称、代表者等の記載が異なる見積
- (10) 予定価格の事前通知を行った場合、積算内訳書に記載した建設工事等価格の金額と見積書の金額が一致しない見積
- (11) 予定価格の事前通知を行った場合、積算内訳書の提出を行わない者のした見積
- (12) その他見積徴取に関する条件に違反した見積

2 前項の規定にかかわらず、電子参加した場合は次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積書を提出する資格を有しない者のした見積
- (2) 予定価格の事前通知を行った場合であって、電子要領第7条第4項により積算内訳書を書面媒体で提出する場合、記名、押印又は割印を欠く積算内訳書の提出がなされた見積
- (3) 予定価格の事前通知を行った場合であって、電子要領第8条第2項により積算内訳書を書面媒体で提出する場合、金額の訂正された積算内訳書の提出がなされた見積
- (4) 予定価格の事前通知を行った場合、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である積

算内訳書の提出がなされた見積

- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 見積書の提出が重複した見積（書面参加と電子参加が同時に行われている場合を含む。）
- (7) 予定価格の事前通知を行った場合、当該予定価格を超える価格の見積
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たない見積
- (9) 予定価格の事前通知を行った場合、電子入札等システム利用者基本規約（平成16年10月27日制定。）第5条第3項に規定するICカードの名義人と異なる商号又は名称、代表者等の記載された積算内訳書の提出がなされた見積
- (10) 予定価格の事前通知を行った場合、積算内訳書に記載した建設工事等価格の金額と見積書の金額が一致しない見積
- (11) 予定価格の事前通知を行った場合、積算内訳書の提出を行わない者のした見積
- (12) その他見積徴取に関する条件に違反した見積
（再度見積）

第11条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、直ちに再度見積を行うものとする。見積回数は、原則として再度2回を限度とするものとする。なお、この限度内においての見積を行った者がいないときは、競争見積については1回に限り見積書徴取業者の再選定等を行うものとし、特命随契については、見積書徴取業者の再選定は行わないものとする。

2 再度見積における前の見積の見積金額等の通知については、各回とも最低見積金額のみについて行うものとする。

3 第1項の場合において、次の各号に掲げる者は、再度の見積を提出することができない。

- (1) 前の見積書の提出に参加しなかった者
- (2) 前の見積を無効とされた者

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格の事前通知をした場合は、同一の見積書徴取業者に対しては再度見積は行わないものとする。

（電子入札等）

第12条 電子参加による随意契約を実施する場合は、この要領によるもののほか、電子入札利用規程等によるものとする。

(その他)

第13条 本要領に定める随意契約は、施行令第167条の2第1項第8号及び第9号の規定に関しては、適用の対象としない。

2 本要領に定める随意契約は、東広島市建設コンサルタント業務に係るプロポーザル実施要領（令和5年4月1日制定）第11条又は東広島市建設コンサルタント業務に係るコンペティション実施要領（令和5年4月1日制定）第11条に規定する見積徴取は適用の対象としない。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

2 改正後の随意契約締結に係る事務取扱要領（以下「改正後の要領」という。）の規定は、平成20年1月1日から適用する。ただし、改正後の要領第8条第2項後段（予定価格の事前通知）の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の随意契約締結に係る事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする見積依頼の通知に係る建設工事等の見積について適用し、施行日前にした見積依頼の通知に係る建設工事等の見積については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの要領の施行前に禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された者の改正後の随意契約締結に係る事務取扱要領別表第 1 の 1 の項第 2 号カの適用については、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告された者とみなす。

(第4条関係)

見 積 書

¥ _____

ただし、

令和 _____ 年度 _____

工 事 名 _____

工事場所 東広島市 _____

の工事請負代金として

上記のとおり、東広島市建設工事執行規則、東広島市契約規則及び随意契約締結に係る
事務取扱要領を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

(第4条関係)

見 積 書

¥ _____

ただし、

令和 _____ 年度 _____

業 務 名 _____

業務場所 東広島市 _____

の業務委託料として

上記のとおり、東広島市契約規則及び随意契約締結に係る事務取扱要領を承諾の上、見積ります。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

氏 名

印

(第8条関係)

令和 年 月 日

東広島市長 様

所在地
商号又は名称
氏名

見積金額の積算内訳書

見積物件の工事名 _____

工事場所 東広島市

見積金額（税抜き） ￥

[illegible]

(第8条関係)

令和 年 月 日

東広島市長 様

所在地
商号又は名称
氏名



見積金額の積算内訳書

見積物件の業務名 _____

業務場所 東広島市

見積金額（税抜き） ￥

[illegible]

(第5条関係)

見 積 辞 退 届

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

所在地

商号又は名称

氏 名

下記の見積について見積の依頼を受けましたが、都合により見積を辞退したいので、
随意契約締結に係る事務取扱要領第5条の規定により届け出ます。

提出期限	
件名	
辞退する理由	1 配置技術者の確保が困難である。 2 作業員の確保が困難である。 3 下請負人の確保が困難である。 4 工期内に完成させることが困難である。 5 見積金額が予定価格を超える。 6 その他（ ）

別表第 1（第 2 条関係）

選定基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	次に掲げる場合は、選定しない。 (1) 市の発注案件に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続しており、請負者として不適当であると認められる場合 ア 当該契約に違反し、又は指示に従わないこと等契約の履行が不誠実である場合 イ 一括下請、第三者委託、下請・委任代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者（受託者）の下請契約関係（再委託契約関係）が不適切であることが明確である場合 (2) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに請負者として不適切な事実が認められる場合 ア 警察当局から市に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があつた場合など、明らかに請負者として不適当であると認められる場合 イ 資格者又はその役員若しくはその使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとして、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 に基づく排除勧告を受けた場合 エ 法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 オ 建設業法第 28 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく指示又は同条第 3 項の規定に基づく営業停止（本件入札に参加し、又は本件入札の請負人になることを禁止する内容を含まない処分であつて、既に市が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）の処分を受けた場合 カ 代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告された場合
2 経営状況	営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状況が著しく不

	健全である場合は、選定しない。
3 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
4 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での建設工事等実績等からみて、その地域における建設工事等の施工特性に精通し、工種（業種）、建設工事等規模等に応じて発注案件を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。
5 手持建設工事等の状況	建設工事等の手持状況からみて、発注案件を施工する能力があるかどうかを判定する。
6 建設工事等についての技術的適性	発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる案件の施工実績があるかどうかを判定する。
7 安全管理及び労働福祉の状況	1 次に掲げる場合は、選定しない。 (1) 市の発注案件について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるとき。 (2) 賃金の不払に関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続していて、明らかに請負者（受託者）として不適当であると認められる場合 (3) 市の発注工事の施工に当たって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等安全管理の措置が不適切であり、明らかに請負者として不適当であると認められる場合 2 次に掲げる場合に該当するときは、これに十分配慮する。 (1) 安全管理成績が特に優良であると認められる場合 (2) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済に加入し、契約を履行していると認められる場合
8 同種の建設工事等についての経験	次の要件について総合的に判断する。 (1) 発注案件と同種の建設工事等について、相当の施工実績があること。 (2) 発注案件と同種かつ同等規模以上の建設工事等について国、都道府県、市町村又はこれらに準ずる者と請負契約（委託契約）を締結し、誠実に履行していること。 (3) 地形、地質等の自然的条件、周辺環境の条件等発注案件の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。

9 技術者の状況	発注案件の種別に応じ、当該案件を施工するに足りる技術者（監理技術者、主任技術者、管理技術者、照査技術者等）が確保できると認められるかどうかを判定する。
10 工事に係る設計業務等の受託者との関係	発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次のいずれかに該当する者は選定しない。 (1) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 (2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者